

財務部

講演会「我が国の財政について」

8月20日(水)、財務部主催による講演会「我が国の財政について」が開催され、県内の経済界及び行政機関など多数の方々にご参加いただきました。

この講演会は、我が国の財政事情や財政をめぐる最近の動きなどについて、地域の皆様に直接ご説明する機会として一昨年度から実施しており、今年度は、財務省主計局から井藤主計官(文部科学担当)を講師としてお招きいたしました。

講演会では、我が国の厳しい財政の現状について概説し、目下直面する少子高齢化の進行と社会保障費の増加を踏まえた政府全体としての取組状況とともに、我

が国の財政健全化目標、海外の財政事情、平成26年度予算の特徴など多岐にわたるトピックスについて、予算編成に直接携わる主計官としての経験も踏まえた説明が行われました。

参加者からは「国の財政状況を確認でき、今後の地方財政の展望が見えてくるイメージがついた」などの意見も寄せられました。

今後も財務部では、我が国の財政状況や財政健全化に向けた政府の対応状況などについて、地域の皆様に、より一層理解を深めていただけるような取組を進めてまいります。



財務部

細溝金融庁長官による説明会

財務部では、10月9日(木)及び10日(金)の2日間にわたり、金融行政に対する理解を深めることを目的に、金融庁から細溝金融庁長官を講師に迎え、那覇第2地方合同庁舎において「金融庁業務説明会」を開催しました。

9日は経営支援の担い手及び商工会議所等の借り手側の方々、10日は銀行及び信用金庫の経営陣にご参加いただき、細溝長官から『平成26事務年度金融モニタ

リング基本方針の概要(今事務年度における金融監督・検査の手法等)』や『中小企業等に対する経営支援等の取組み』等についての説明のほか、今事務年度は、政府の取組である『『日本再興戦略』改訂2014』における金融庁関連の施策について、説明がありました。

説明会後に引き続き行われた意見交換会においては、県内中小企業等の支援に関する、地域金融機関がどのように経営



支援の担い手等外部専門家と連携し、目利き力を活かした支援を発揮できるか等、地域の強みを活かした支援などについて、各参加者と意見交換を行いました。

財務部

「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結

9月18日(木)、沖縄総合事務局は、地域連携の一環として沖縄県警察本部において、沖縄県警察本部及び沖縄県銀行協会との3者で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結しました。

この協定は、近年多発している振り込め詐欺など特殊詐欺を未然に防止すること等を目的とするもので、県内各金融機関の協力を得ながら、金融機関利用者への広報活動や声掛けなど被害の未然防止活動などを行なうものです。

本協定の取組として、現在、県内各金融機関においては、高齢の金融機関利用者等に対して「現金を送れ」、「必ず

儲かる」など特殊詐欺によく使われるキーワードを記載した「防犯チェックシート」を活用した声掛けを行っており、被害の未然防止につながるものと期待されています。

協定締結式には、加藤沖縄県警察本部長、金城沖縄県銀行協会会長及び河合沖縄総合事務局長が出席し、河合沖縄総合事務局長からはこの協定により金融機関の利用者の財産の保護と取引の安全・安心が確保され金融犯罪等の発生が未然に防げるよう総合力を発揮して連携を図ていきたいとの挨拶がありました。



そのお手続きは大丈夫ですか？  
防犯チェックシート

こんなこと言われてませんか？

- 必ずわかる・当選番号を教える
- 情報料を支払って下さい
- 保険料の還付があります
- 高く買いたぐるので名義だけ貸して欲しい
- サイト利用料金が未納・訴訟に移行する
- レターパック・宅配便で現金を送って



このような電話やメールは、ほんと詐欺です！  
すぐに110番通報若しくは詐欺の警察署へ連絡してください。

内閣府沖縄総合事務局・沖縄県銀行協会・沖縄県警察署



農林水產部

# 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー



農林水産省、文部科学省及び総務省は、小学生をはじめとする児童・生徒の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育み、力強い子どもたちの成長を支える教育活動と

して、また、都市と農山漁村の交流による農山漁村の活性化を図る取組として、子ども農山漁村交流プロジェクトを連携して推進しています。

9月18日(木)には、沖縄総合事務局、沖縄県、地域協議会で構成する、沖縄地域「子ども農山漁村交流プロジェクト」推進連絡会の主催で、沖縄県立博物館・美術館講堂において、「沖縄地域セミナー」を開催し、教育関係者、観光団体、農林漁家など120名の方々が参加されました。

本セミナーでは、群馬県みなかみ町で子どもたちの体験学習を行っている「みな

かみ町体験旅行」の北山郁人氏より、「子ども田舎体験～民泊と農山漁村における体験学習について～」と題して基調講演を頂きました。

また、県内での取組事例として、東村で農家民宿を目的として小学生を送り出している浦添市教育委員会と、その受入を行っているNPO法人東村観光推進協議会より報告が行われました。

セミナーの後半では、パネラーと会場の皆さんにより、子どもたちの農山漁村での宿泊体験活動の推進に向けて活発な意見交換が行われました。

農林水產部

## 農業分野における障害者就労・雇用促進セミナー

沖縄地域の農業分野において、障害者の雇用機会を拡大させる取組を推進するため、沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク(沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県)の主催により、9月25日(木)、沖縄県立博物館・美術館講堂において、セミナーを開催しました。

セミナーには、障害者の就労支援に関わっている事業所やこれから取り組もうとする事業者、農業者、関係機関等合わせて約130名の方々が参加されました。

基調講演では、講師に埼玉県から埼玉福興株式会社代表取締役の新井利昌氏を

お招きし、「ソーシャルファームが支える農業・地域・雇用」というテーマで、農業分野における障害者の就労・雇用の実態就労・雇用を進める上での課題とその対応について、具体的な事例を交えながら分かりやすく説明していただきました。

また、沖縄県内の取組状況について、NPO法人サポートセンターゆめさき代表の上江田紫寿江氏、社会福祉法人若竹福祉総合施設長の村田涼子氏及び支援スタッフの酒井銳二氏からこれまでの取組と今後の展望について報告していただきました。



さらに、セミナー終盤には、琉球大学農学部の赤嶺光准教授に進行役を務めていただき、会場を交えた意見交換が行われました。

## 開発建設部

# 景觀法制定10周年

## ～沖縄らしい景観まちなみづくりシンポジウム～

景観法は、我が国の都市、農村漁村における良好な景観の形成を促進し、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に平成16年に制定され今年で10周年となります。

景観への関心の高まりとともに、県民の多くが沖縄の魅力向上には歴史や文化を感じるまちなみが必要と考えています。

「沖縄らしいまちなみ風景」を保存し維持向上することが沖縄を訪れる観光客へのおもてなしにも繋がり、沖縄県の観光振興

にも寄与するものと考えています。

今回、「沖縄らしい」まちづくり・景観づくり事業への理解促進と活動の普及等を目的として10月28日(火)に沖縄県立博物館・美術館において沖縄総合事務局及び沖縄県主催で「沖縄らしい景観まちなみづくりシンポジウム」を開催しました。

事業報告の他に基調講演や事例紹介、「これまでの10年とこれからの10年」と題し、パネルディスカッションも行われました。

## 開発建設部

# 11月は「建設業取引 適正化推進月間」です

平成22年度に創設された「建設業取引適正化推進月間」は、依然として建設業の不適切な取引が全国的に指摘されており、建設業の健全な発展を促進するため、毎年11月を月間として建設業の取引適正化に関し集中的に取り組む活動を、国土交通省及び各都道府県で行っています。

その活動の一環として沖縄総合事務局開発建設部では、「建設業法令遵守等講習会」や建設業許可業者への立入検査

を実施します。

詳細は、後日沖縄総合事務局HPでも掲載しますので参考ください。

建設産業・地方整備課では、駆け込みホットライン(0570-018-240)や新労務単価フォローアップ相談ダイヤル(0570-004976)が設置されています。建設業の取引にあたり、疑問等ありましたら、ご遠慮なくご利用ください。



## 運輸部

# 平成26年度船員労働安全衛生月間の実施 ～海から願う家族の笑顔 笑顔に応える無災害～

本年度も船員災害の減少と船内における安全で快適な作業環境、居住環境の実現を目指して9月1日～30日の1ヶ月間を船員労働安全衛生月間とし、「海から願う家族の笑顔 笑顔に応える無災害」をスローガンに月間中、各種の行事を開催しました。

月間直前の8月27日(水)に、那覇第2地方合同庁舎において第41回沖縄船員災害防止大会を開催し、安全衛生月間が実質的にスタートしました。

本大会では、家族も一体となって船員

災害・疾病の減少目標の達成を目指すことを誓った大会宣言がなされたほか、「美歩学トレーニングサロン」理学療法士のはまもりあんなさんによる「健康長寿の秘策は毎日の美しい姿勢にあり」と題した特別講演が行われました。

また、月間中は各船舶の安全・衛生



大会宣言



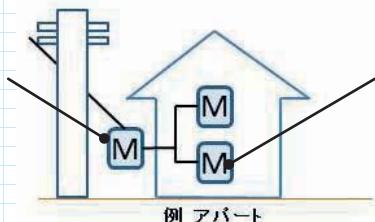
特別講演

指導として、訪船指導員が県内各港に停泊中の船舶を訪れ、海上転落の事故防止のための措置や飲料水の管理状況等の点検を実施しました。



## 「子メーター（証明用電気計器）」の有効期限は過ぎていませんか？! 有効期限を過ぎた子メーターは使用できません！

親メーター（電気）  
電力会社による  
設置・管理



子メーター（電気）  
管理人等による  
設置・管理



子メーター



検定ラベル

公的機関を含むビル内のテナント、アパート、社宅等の電気料金の配分、太陽光発電等の売電に用いられる電気計器を子メーター（証明用電気計器）と呼んでいます。

☆検定に合格し、有効期限内のものでないと使用できません。（計量法第16条）

☆国、都道府県又は特定市町村の立入検査等があります。（計量法第148条）

☆有効期限が切れた子メーターを使用した場合、罰則があります。（計量法第172条）

期限切れの子メーターは、一度取り外し修理して検定合格後に再取り付けするか、検定済の計器に取り替えます。

〔お問い合わせ先〕

●電気メーターに関する計量法について…内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 ☎098(866)1759  
●検定について ……………… 日本電気計器検定所 沖縄支社 ☎098(934)1491